

○久喜市防犯のまちづくり推進条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 191 号

(目的)

第 1 条 この条例は、防犯のまちづくりの基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにすることにより、それぞれの防犯意識の高揚と自主的な防犯活動の推進を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。
- (4) 関係機関 埼玉県、市の区域を管轄する警察機関及び市内において防犯に関する活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 防犯のまちづくりは、市、市民、事業者及び土地建物所有者等が自らの地域は自らで守るという連帯意識のもとに、それぞれが人権を尊重しつつ、役割を分担し、密接な連携を図りながら協働することにより、自主的な防犯活動が積極的に推進される地域社会を実現することを基本理念として、推進するものとする。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための啓発
- (2) 自主的な防犯活動に対する支援
- (3) 防犯のまちづくりのための環境の整備
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、防犯のまちづくりを推進するために必要な事項

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全の確保に努めるとともに、地域における自主的な防犯活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業者が所有し、又は管理する施設及び事業活動に関し、必要な防犯措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、土地建物所有者等が所有し、又は管理する土地若しくは建物その他の工作物に関し、必要な防犯措置を講ずるよう努めるものとする。

2 土地建物所有者等は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(協働体制の構築及び充実)

第8条 市、市民、事業者、土地建物所有者等及び関係機関は、防犯のまちづくりを推進するための協働体制の構築及び充実に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。